平成２８年度
第２回高松市農業委員会農政部会
議　事　録

平成２８年１０月５日開会

高松市農業委員会

平成28年度第２回高松市農業委員会農政部会議事録

開催日時　　平成28年10月５日（水）午前10時開会

開催場所　　香川県農業協同組合高松市中央一宮支店　２階会議室

出席委員　22人
１番　宮野　惠基（農政部会長）
２番　三好　義光（農政部会長職務代理者）
４番　佐竹　博巳
５番　河瀬　和一
６番　佃　　俊子
７番　三笠　輝彦（会長）
８番　十河　善則
９番　南原　　勉
10番　平賀　文之
13番　川田　之治
14番　上原　　勉
15番　岡野上盛雄
16番　赤松　貞廣
20番　花澤　　均
21番　兎子尾紀夫（会長職務代理者）
22番　小早川數市
23番　山地　宏美
24番　落合　隆夫
25番　廣瀬　吉俊
26番　羽田　　剛
27番　宮武　正明
28番　古川　浩平

欠席委員　５人
３番　竹内　俊彦
11番　谷口　辰男
17番　橋本　　修
18番　矢島　國雄
19番　中名　良竹

農業委員会事務局出席者

事　務　局　長	川西　好春
（農政課長事務取扱）	
農 政 課 長 補 佐	大井　昌和
（農政管理係長事務取扱）	
農　地　係　長	多田　利浩
主　任　主　事	柞原　佳子

議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　平成29年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）について

川西事務局長　事務局からお知らせします。

ただ今の、出席委員は22名でございます。

従いまして農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、ただ今から平成28年度第２回高松市農業委員会農政部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮野農政部会長から御挨拶を申しあげます。

宮野農政部会長　おはようございます。本当に９月の下旬は雨がちで早い稲作の取入れをされているところでは取入れやカントリーの受入れの兼ね合いで御苦労されたのではないかと思われます。また、その上に台風18号ということで案じられておりますが、被害は最小限度に留まると聞いております。ただ、まだこれからです。今までも多くの雨が降り、御心配もあることかと思います。

本年度第２回の農政部会の議案は既にお手元にありますように農業委員会制度の改正によりまして、今まで毎年この時期にやっておりました市長建議という名前が農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見に変わったということでございまして御審議をいただきます。

国会論議も始まりまして、ＴＰＰがどうなっていくのか、あるいは補正予算の中で農業予算がどうなっているのかなど、こういう問題も注意をしていかないといけませんが、何はともあれ、私ども県行政あるいは市行政とりわけ高松市の農業振興につきましては、様々な御意見を申しあげて、より良い香川の高松の農業が発展できるように御意見をちょうだいするとともに御協力のほど、よろしくお願いいたします。

川西事務局長　ありがとうございました。

続きまして、三笠会長から御挨拶をお願いいたします。

三笠会長　おはようございます。

本日は、第２回の高松市農業委員会農政部会に、農繁期のお忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。今日の台風18号は、多少心配であろうかと思います。もう刈取りのシーズンを間近に控えて、無事に台風が過ぎ去ることを願っております。

宮野部会長さんの下で、農政部会を開催させていただき、大勢の皆さんの御出席をいただきまして本当にありがとうございます。今も部会長さんのお話のとおり、４月から市長建議が農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見に変わっておりますことは、もう既に御承知のことと存じます。

本市が今まで取り組んでいます担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、それと同時に耕作放棄地の発生防止・解消等の意見提示でございますが、これは皆さんが、今までずっとやってきたことです。それを市に要請するため十分に御検討いただいて、皆さんの意見を集約して提出させていただこうと考えております。

その当たりの意見交換をしながら、農政部会で審議していただきますよう、よろしくお願い申しあげまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

川西事務局長　ありがとうございました。

それでは、本日の農政部会の議事運営につきましては、高松市農業委員会部会会議規則によりまして、部会長が当たることとなっておりますので、これ以降の議事運営につきましては宮野農政部会長にお願いしたいと思います。

宮野部会長、よろしくお願いいたします。

議　　長（宮野農政部会長）　わかりました。それでは進めさせていただきます。

まず、日程第１「議事録署名委員の指名」につきましては、部会会議規則により、議事録署名委員２名を定めなければなりません。お許しをいただければ、慣例に従いまして、私において指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　ありがとうございます。

それでは議事録署名委員には、議席番号９番南原　勉委員さん、議席番号28番　古川　浩平委員さんの御両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、日程第２に入ります。議案第１号　平成29年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）についてを議題といたします。

御承知のことと思いますが、平成28年４月１日施行の改正農業委員会法により、構成につきましては、前文以下、農地等の利用の最適化の推進である「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」、それと「その他の施策」という形で、従来の建議と少し組立てが変わってきております。一つの大項目ごとに御説明した後、御意見をいただき、次の大項目に移るという方法で進めさせていただきます。

まず、前文及び大項目１について、事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐　議案第１号　平成29年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）について御説明いたします。

この意見（案）につきましては、昨年度までは旧農業委員会法第６条第３項に基づき、市長に提出しておりました高松市農業施策に関する建議に代わるもので、改正農業委員会法第38条第１項基づき、28年度からは市長に改善意見として提出するものです。

本年10月18日火曜日に、三笠会長を始め各役員さんにお集まりいただき、市長に提出していただく予定でございまして、本日は、その内容について協議、決定いただきたいと考えております。

また、この意見につきましては、本年７月下旬から８月10日まで各農業委員さんに意見を募集し、御意見をいただいたもので、三好農政部会長職務代理者、谷口農地部会長職務代理者、佐竹委員さん、宮武委員さん、横井委員さんの５人の方から御意見をいただきましたので、その意見も盛り込んだ内容となっております。

構成につきましては、昨年度は27の小項目を７つの大項目にまとめておりましたが、今年度は、改正農業委員会法第６条第２項に掲げる農地等利用最適化推進の３つの項目、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」と農業

施策全般として「その他の施策」の４つの大項目にまとめさせていただきました。

なお、小項目数につきましては、昨年度の27項目から３項目を廃止し、新たに５項目を加え29項目となっております。

それでは、まず前文と大項目１について御説明いたします。１ページを御覧願います。

本文１ページの、１行目から３行目までは、昨年８月28日に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が成立し、本年４月１日に施行されたことについて記載しております。

４行目から８行目までは、我が国の農業・農村を巡る情勢で、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等による農業産出額の減少と、農村地域の居住者の減少の継続など、「土地と人」の構造的な課題が深刻化し、食料自給率も39パーセントと依然として低迷している中で、ＴＰＰ協定交渉の合意における不透明な要素も加わり、一層深刻さを増していることを記載しております。

９行目から２ページ３行目までは、国農政が、10年後の食料自給率をカロリーベースで45パーセント、確保すべき農地面積を440万ヘクタールに設定したほか、食料の潜在生産能力を表す食料自給力を指標として示す新たな「食料・農業・農村基本計画」を昨年３月末に閣議決定したこと、また、この計画の中で、平成30年産を目途に米の生産調整の見直しを実行するとしたほか、担い手を対象とした経営所得安定対策の確立や農地中間管理機構による農地集積・集約化、６次産業化の推進などの今後の施策の展開方向が示されたこと、農業の構造改革や新たな需要の取込みなどを通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるとの観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していくこととしています。

４行目以降は、こうした動向を踏まえた本市の取組として、平成28年度から35年度までの新たな「高松市農業振興計画」を策定し、他の産業や文化との連携も含めた創造性豊かで持続可能な農業の実現に取り組むこと。しかしながら、昨今の「農地」と「担い手」の問題を始め、農業者の努力や地域独自の活動だけでは解決できない諸課題が生じていることから、農業者・農業協同組合・市・関係機関が連携強化の下、農村社会が維持してきた農業の持つ多面的機能を次世代に引き継げる、また、若者が魅力ある産業として農業に取り組める施策・事業を進める必要があることを述べております。

次に、大項目の１つ目、担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善について御説明いたします。この項目は５つの小項目となっております。

まず、（１）農地の利用集積を促進するため、受け手対策である農地集積補助金と出し手対策である機構集積協力金の予算を十分に確保すること。また、高松市認定農業者農地集積助成金の交付に当たっても、狭小な農地を集積した場合、補助率を上げること。

認定農業者や集落営農組織が、農業機械を更新する場合、作付面積の拡大等の補助対象要件を緩和することでございますが、昨年度も要望した項目でございます。

次に、（２）地域の担い手への農用地利用集積については、担い手が営農できなくなったとき

の混乱も想定されることから、集落営農組織の確保・育成が重要であり、組織の法人化、農地集積による規模拡大、経営の多角化等を促進し、収益性の向上と地域での雇用創出が可能な組織へと誘導すること。また、その推進に当たっては、中心となるリーダーや会計担当者も存在する多面的機能支払組織と連携を図ること。

県の「地域を支える集落営農推進強化事業」における農業機械導入支援事業のうち、集出荷機械等は規模拡大にかかわらず、整備する必要があることから、その要件を緩和すること。でございますが、これも、昨年度に要望した項目でございますが、組織の確保、育成が重要でありますことから、「組織の法人化、農地集積による規模拡大、経営の多角化等を促進し、収益性の向上と地域での雇用創出が可能な組織へと誘導すること」を追加しております。

次に、(3)良好な営農条件を備えた優良農地を確保するとともに、農地を担い手や集落営農組織へ集積・集約化を図るため、ほ場整備や農業用水のパイプライン化等生産基盤の整備を推進することにつきましては、今回新たに加えた項目でございます。

次に、(4)農地中間管理事業については、農地の利用集積を一層円滑に進めるという本来の事業の趣旨に基づき、耕作が可能な農地については、幅広く中間管理権を積極的に取得するなど、農地の貸付希望者の立場に配慮した取組を行うことでございますが、昨年度に引き続いての項目でございます。

次に、(5)本市においては都市と農村が近接しているため土地利用の競合が起こり、農地に対する都市的需要が生じ農地集積の妨げになっていることから、農業振興地域整備計画において定められた生産性の高い優良農地の確保に努めることにつきましては､新たに加えた項目で、宮武委員さんからの御意見を反映させていただきました。

まず、前文と大項目１について、よろしく御審議をお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。

ただ今事務局から説明がありましたが、３ページの（５）については、宮武委員さんからの御意見・要望を反映してと伺っておりますが、よろしければ、どのような思いかお伺いしたいと思います。

宮武委員さんお願いします。

宮武委員　本来は青地の所が除外申請で青地から白地になるのですが、そのために今まで一帯が農地だったところが白地､宅地になり､虫食い状態ということで作業するにしても団地が建ったため、今まで朝早くから夜遅くまでの作業をしていたのができにくくなりました。農薬散布にしても後から来た人に気を使ってできにくくなっています｡青地である所は農家の事情があって売るのは分かるのですが、これまで以上に農振除外申請をもう少し厳しくして欲しい。そういう思いで今回お願いいたしました。

議　　長　ありがとうございました。

大項目１について御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思います。

羽田委員　議長――26番。

議　　長　26番――羽田委員。

羽田委員　（５）番の問題ですが、転用志望が強い地域では、青地か白地か
で方向が違ってきます。ある意味では個人の財産権の侵害になる。慎重に取り扱わないと担い手農家だけを助けることになります。むしろ転用志望者も農家であり、その個人農家に対し、今後どのように対応していくかが重要であります。個人の財産権という公的な問題には配慮しておかないと、農業委員会の強権的な方針のみが表に出てしまうので十分に検討しないといけないと思います。

宮武委員　議長――27番。

議　　長　27番――宮武委員。

宮武委員　私も羽田委員さんの意見には異論ありません。青地の農家から除外申請があった場合に、ＪＡさんや農業委員が農地中間管理事業を活用し担い手に貸し出すことになっています。農家の方に売るのはいいですが、農地中間管理機構を利用して転用を抑制する機会をつくるという考えで意見を出しています。個人の財産を個人が処分するのは農業委員がどうこう言えないですから、そういう意味でこの意見を出させていただきました。もう少し、行政やＪＡさんも農家の方に農地中間管理機構のことをＰＲしていただきたいと思います。農家の皆さんが農地中間管理機構を御存じない方が多いように思います。

議　　長　この問題は大変な問題で、まさに農村社会の雰囲気づくり、あるいは農業そのものの生産性の問題、こういう周りのことに非常に影響のある問題だと思います。そう意味でも近郊での開発等、優良農地を守るというせめぎあいが続く中、そういう意味では社会的な考え方、もう少し農業を守るというところに落ち着かせていくという方向に色々な政策が見えてくるべきではないでしょうか。とおり一遍の話ではないと思います。

　他に御意見はありませんでしょうか。

平賀委員　議長――10番。

議　　長　10番――平賀委員。

平賀委員　意見というよりお聞きしたいのですが。前文の７行目についてお聞きします。「食料自給率も39パーセント」の39パーセントと、その２行後の「10年後の食料自給率をカロリーベースで45パーセント」の45パーセントは算定が違うのか、同じなのかどうでしょうか。

川西事務局長　現在のカロリーベースでの食料自給率、直近のデータは39パーセントこれが実績値です。新たな食料・農業・農村基本計画では、農地をフル活用してカロリーベースの食料自給率を39パーセントから45パーセントに持っていこうという国の政策をそのまま記載しています。そのようなことから同一のものでございます。

議　　長　今の御意見は39パーセントと45パーセントが別の基準によるパーセントと読みかねないので、始めに「カロリーベースの食料自給率も39パーセント」というふうに言っておけば、後段のカロリーベースを抜いても同じものと理解できます。という意見でよろしいでしょうか。

川西事務局長　先に「カロリーベース」の字句を入れ、後の「カロリーベース」は削除します。

議　　長　色々な御意見はあるかとは思いますが、とりあえず、３ページ小項目５番の宮武委員さんの御意見の思いを説明いただきまして、宮武委員さん、羽田委員さんからの御意見をちょ

うだいいたしました。前文と大項目１に関しましてはこれでよろしいでしょうか。

羽田委員　議長――26番。

議　　長　26番――羽田委員。

羽田委員　これは大事な問題で、各地域で既に発生しています。最近はもう跡取りが農業をするところが少ない。嫁に行った子が相続して大阪にいたり都会に行ってしまったりしている。農地だけを残して自分は名義だけ持って都会へ行ってしまう。そうすると貸すことに難しさが残ります。なぜかというと土地改良区の負担金等周辺の農地に関係して、色々な農地に関する制約があります。例えば、農地で売れば一反100万円、建売住宅の関係で、隣接の人と一緒にやらないかということで取組みがなされると農地以上の価格で売れます。こういったことがこれから頻繁に起きます。悩み事をたくさんつくるような問題を定義していくと返って農村のいろんな意味で、地域に残っている人と出て行った人との対立といったものになる。これを入れようとするのであれば文章を上手に生かして作成しておいたほうがいい。ストレートにおさえると問題が出やすいと思います。

川西事務局長　事務局の案で抽象的な表現になっています。農業振興地域整備計画においてですが、羽田委員さん、宮武委員さんが先ほどおっしゃった、単に除外を厳格化してというのではなく、もし除外するには、まず第一義的には、この農地を耕作してくれる担い手に農地中間管理事業を活用して貸せないかというものがあります。そして、借り手がいないというので次の転用にもっていくというのがこの整備計画の主旨でございます。ということでこの農業振興地域整備計画において定められた生産性の高い優良農地を確保するということは羽田委員さん、宮武委員さんの思いに当たるのではないかと考えております。

三好委員　議長――2番。

議　　長　2番――三好委員。

三好委員　農業振興地域整備計画､世代が変わって農家の人も青地になっているのか白地になっているのかを知らない人が多い。開発するときになって分かるような状況です。青地への見直しについては５年に１回です。掲示するだけで、きちんとするのであるのであれば、その時の個人に通知をしないといけないのではないでしょうか。市に聞かないと分からないのが現状です。これからは、きちんと地域ごとに話合いをして整備計画を作っていくべきだと思います。

平賀委員　議長――10番。

議　　長　10番――平賀委員。

平賀委員　そもそも農業委員会とは何ぞやから始まっているというところからきていると思います。農業委員会は農業振興、継続的な振興、農業委員としての責務に書いているもので生産性を高める話で、言わんとするのは農業委員としての本来の責務を書いている話であって、如何なものかというものには繋がらない。むしろ、農業委員として農地を有効活用していただくように、努力しましょうというもので、強制力もないし、命令するものでもない。ただ大事なことは農業をやめて転用しようと思っている人がいるのであれば、農地中間管理機構を有効活用しようというもので、本来あるべき文言で、そういった意味で宮武委員さんが入れたらどう

ですかとおっしゃったと思います。

議　　長　はい、大項目１は修正が若干あるかもしれませんが、私の方でお任せをいただくということで御承認いただいてもかまいませんでしょうか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　次に、大項目２について、事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐　大項目の２　遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善について

でございますが、小項目が10ございます。

まず、（１）中山間地域等直接支払事業により、荒廃農地の新たな発生防止が図られるなど、農地の多面的機能が維持されているが、耕作放棄地や荒廃した山林、竹林は有害鳥獣の温床にもなっており、隣接する農地の荒廃も懸念されることから、制度の継続・拡充に加えて、香川県が定める特認基準を積極的に活用すること。また、隣接した山林、竹林に鳥獣被害防止対策の緩衝帯を設けるなど、里山環境の適正な管理・保全が図られるよう支援措置を拡充することにつきましては、昨年度要望した項目に、横井委員さんの御意見を反映し、中山間地域等直接支払事業の「香川県が定める特認基準を積極的に活用すること」を加えたほか、支援措置を講じるから拡充することに変更しております。

次に、（２）竹林が、農地まで侵入し農業生産だけでなく、日々の生活にまで支障が出ており、個々の農家では、対応できない状況であるため、国・県・市で荒廃竹林の被害対策を講じること。

（３）地域の担い手や営農組織等が農地の維持・管理を行うとともに、荒廃農地発生の抑制と解消に向けて「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」が行われているが、その補助要件の緩和等に加えて、再生作業に要するモア等の機械設備の購入に対する補助制度を創設すること。

高齢化等による人手不足や資金難等により、耕作放棄地の再生が困難なケースが増加し、近隣の農地や住宅等に悪影響が出ているため、草刈り等をシルバー人材センター等に依頼した場合の補助制度を創設することにつきましては、昨年度から引き続いての項目でございます。

次に、（４）本市では、オリーブの栽培を推進するため県の「オリーブ生産拡大総合支援事業」やキウイーフルーツなどの「さぬき讃フルーツ拡大支援事業」を活用し、苗木代の助成、灌水施設の整備等への支援に取り組み耕作放棄地の解消と生産拡大を促進しているが、更なる耕作放棄地の再生を図ることにつきましては、昨年度の項目にキウイーフルーツなどの「さぬき讃フルーツ拡大支援事業」の活用を追加しております。

次に、（５）農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮をより一層推進するため、これを支える地域の共同活動を始め、農業生産活動の継続等を支援する「多面的機能支払交付金事業」の利用拡大に努めることにつきましては、昨年度と同様の項目でございます。

次に、（６）「環境保全型農業直接支払」に基づき、農業者で組織される団体等が行う、環境に優しい営農活動を促進することにつきましては、今回新たに加えた項目でございます。

次に、（７）農地の有効利用及び耕作放棄地の発生や老朽ため池での災害の未然防止のための「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」を継続するとともに、その有効活用を図るため、

制度の周知と採択基準を見直すことにつきましては、29年度以降も事業を継続するよう昨年度の項目に「継続するとともに、その」という文言を追加しております。

次に、(8)有害鳥獣等被害防止対策としての防護柵設置補助制度は、県・市と香川県農協・農済が連携して実施しているが、本市のイノシシ等の捕獲実績は年々増加しており被害も甚大である。このため、生産意欲の減退や耕作放棄地の拡大が懸念されることから、予算の増額と捕獲・防護・環境整備を一体的に行うため、昨年度に設立された「鳥獣被害対策実施隊」による地域ぐるみの取組を推進することにつきましては、昨年度と同様の項目でございます。

次に、(9)イノシシ等による被害は年々増加の一途であり、深刻化・広域化していることから、次期の「高松市鳥獣被害防止計画」の策定に当たっては、銃猟免許所持者を始めとする捕獲従事者を確保し、実効性のある広域被害防止計画を樹立すること。併せて県・市に鳥獣の専門的な知識を持つ職員を増員し有害鳥獣の生態を研究するなど、鳥獣の基礎知識の研修、効果的な捕獲方法等の普及を図る講習会を開催するとともに、ジビエ料理の普及に努めることにつきましては、昨年度と同様でございますが、29年度に次期「高松市鳥獣被害防止計画」を策定することから、「次期の「高松市鳥獣被害防止計画」の策定に当たっては、銃猟免許所持者を始めとする捕獲従事者を確保し、実効性のある広域被害防止計画を樹立すること」としております。

次に、(10)ジャンボタニシの被害防止対策は、徹底した水管理と耕種的防除が有効であるが、担い手にとってはその管理が負担になることから、現行の薬剤購入経費助成制度を拡充するとともに、駆除効果を高めるため、一斉防除の実施を促進することにつきましては、昨年度に引き続いての項目でございます。

以上が大項目２でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　はい。大項目２について御意見が有りましたら、御発言をいただきたいと思います。

羽田委員　議長――26番。

議　　長　26番――羽田委員。

羽田委員　はい。鳥獣被害の関係で私も市の鳥獣保護の委員を務めたことがありますが、実態を申しあげますと高松市内の地図にこれまで柵なり、色々予算を執行した所を囲っていったんですが、実は鳥獣保護区を中心に金が使われてきたという経過があります。高松市内も鳥獣保護区がありますが、そこを中心に予算執行されているということは被害がそれだけ集中しているということになる。ですから、そういうことから考えますと、農業委員会は鳥獣保護区の承認を意見として出す、この問題とむしろ相反するのが猪の入れないような柵を作るため予算執行しておりますが、鳥獣保護区を本当に趣旨に沿ってずっとやっていくとすれば、むしろ予算執行する額が少なすぎます。鳥獣保護区以外に最近、被害を及ぼす、かなり広範囲で移動するものですから、全体に被害が及ぶことになる。そうなってくると電気の線を張るとか防護の範囲が広すぎるということで、予算執行は無限にいつまでもやらなければなりません。こういうことですから、当然根本的に専門家による、こういったような被害と実態を色々検討していただいて、むしろ、被害が拡大しているのは、守りをしていない所に段々広がっていく、保護区

の中に入っていくという追いかけっこをしている。行政として、今やっていることが悪いわけではないんですけれども予算執行の額から見たら､むしろ猪の繁殖の方が強い状況にあります。当然、専門的な検討が必要になります。市も県もそういった専門的な専門職との検討、また、被害が及ぶ地域の作物の選定を可能かどうかということも含めて行政の立場で検討してもらう。被害は、実績として広範囲に広がります。農地の流動化を促進するべき農地中間管理機構の考え方は、猪が出て荒らし回るような所は借り手がいないから預かれない。そういうことを含めて判断して実態を見たら鳥獣に対する専門官を増やす。鉄砲を持つ者を増やすのが能ではないと思います。

議　　長　羽田委員さんの意見ですが、４ページの下から６行目予算の増額、５ページの１行目専門的な知識を持つ職員を増員すると文言として出ています。市長に提出する時にこの部分を強調して発言したいと思います。

他に御意見はございますか。

古川委員　議長――28番。

議　　長　28番――古川委員。

古川委員　（８）本市のイノシシ等の捕獲実績は年々増加しており被害も甚大である。の部分の「増加しているが、」の方がいいのではないですか。

議　　長　これも修正を検討してください。

川西事務局長　はい。

議　　長　捕獲が増加して、なおかつ、それにもかかわらずという意味が入らないといけないという御指摘だと思います。

古川委員　はい、そうです。

議　　長　よろしくお願いします。

羽田委員　議長――26番。

議　　長　26番――羽田委員。

羽田委員　これは、むしろ素人ばっかり寄ってどうこう言うのではなく、香川の農業学校の畜産関係の専門の先生、こういう人達との連携を取る。一時、猪にしては繁殖が大変多い、これは猪豚だろうと言われて、ここ10年くらい前、農業学校の先生が県下の猪を捕って猪のＤＮＡ鑑定をして統計を取りました。香川県の場合は、猪豚は一頭もいなかったということが言われています。ですから、いろんな意味で研究しておる人との連携を取る、行政だけではなしに、むしろ専門の人達と連携しないといけない。これを優先すべきだと思います。

議　　長　はい、ありがとうございます。

川西事務局長　よろしいでしょうか。

議　　長　はい。

川西事務局長　先ほどの４ページの（９）後半部分ですけれども、昨年度、新規項目に加えた部分なんですけれども、それで新規項目の御提案者は羽田委員さんだったと記憶していますので、羽田委員さんの思いをできるだけ反映させるということで昨年度新規項目となりました。

今年度も引き続いて、重要課題ということで事務局側は認識しておるところでございます。以上でございます。

議　　長　大項目２について、よろしいでしょうか。それでは、大項目３に移らさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐　次に、大項目の３　新規参入等担い手に関する施策の改善についてでございますが、小項目が８つございまして、まず、（1）農業後継者はもとより、多様なルートから意欲ある人材を確保するため、新規学卒者を始め、Ｕ・Ｊ・Ｉターン希望の若者や農外企業を対象とした就農・就業相談やマッチング活動を充実させること。

青年就農給付金（年間150万円）については、給付希望者が多く需要が大きいため、十分な予算を確保するとともに、青年就農者が「人・農地プラン」に円滑に位置付けられるよう支援すること。また、同プランの作成及びその定期的見直しについては従来以上に地域における農業者の徹底した話し合いの積み重ねにより、地域の潜在力を活かすことでございますが、昨年度の項目の１段落目に「新規学卒者を始め、Ｕ・Ｊ・Ｉターン希望の若者や農外企業を対象とした就農・就業相談やマッチング活動を充実させること」を新たに加えたほか、２段落目の後半、「同プランの作成及びその定期的見直しについては従来以上に地域における農業者の徹底した話し合いの積み重ねにより、地域の潜在力を活かすこと」を追加いたしました。

次に、（2）新規就農者が途中で挫折、離農することなく地域の担い手となるためには、就農から定着までの一貫したサポートが必要なことから、地域や既に定着した新規就農者が参画した体制づくりを、関係機関が連携して継続的かつ重点的に支援することにつきましては、昨年度と同様の項目でございます。

次に、（3）６次産業化に取り組む農家が増えるよう「かがわ産業支援財団」や「かがわ農商工連携ファンド」などの継続的な周知を行うとともに、意欲ある農家の相談に対する支援体制の強化や「高松市イノベーション事業」を拡充することにつきましては、昨年度の項目に谷口農地部会長職務代理者の御意見を反映し、６次産業化の具体的な取組として「かがわ産業支援財団」や「かがわ農商工連携ファンド」などの継続的な周知を加えたほか、農商工連携事業である「高松市イノベーション事業」の拡充を加えております。

次に、（4）担い手の確保が困難な中山間地域等において、対象区域や面積の下限など、一定の条件を設定した上で、新規就農への誘導策となり得る独自の就農支援制度を創設することにつきましては、昨年度から引き続いての項目でございます。

次に、（5）地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成や農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を促進するための取組を推進する必要があることから、経営力を磨くために集まり、アイデアを出し合い、ビジネスを生み出そうとする女性農業者を確保し、地域や農業の活力に繋げることにつきましては、新規の項目でございます。

次に、（6）食料自給率と耕地利用率向上の観点から、主食用米の計画的な生産を継続するとともに、主食用以外の飼料用米等の生産拡大や耕種農家と畜産農家の耕畜連携によるＷＣＳ用

稲の生産拡大に向けた支援を講じることにつきましては、昨年度の項目に耕種農家と畜産農家の耕畜連携によるＷＣＳ用稲の生産拡大を加えております。

次に、（7）本市の畜産農家は、小規模な家族経営体が多く、高齢化等による後継者不足や飼料価格、資材費の上昇と素牛価格の高騰により経営は恒常的に厳しい環境にあることから、国の「畜産競争力強化対策整備事業」の活用や素牛購入に対する助成など、畜産農家の収益性の向上と生産基盤の強化に努めることにつきましては、昨年度の項目に三好農政部会長職務代理者の御意見を反映し、素牛購入に対する助成を加えさせていただきました。

次に、（8）為替の変動、消費税の増税及び異常気象の影響等から、燃料・肥料・飼料等の価格が高騰しているが、農業者は農産物価格の決定力が弱く、その経営を圧迫しているため、高騰時における適切な助成策を講じ負担を軽減することにつきましては、昨年度と同様でございます。

以上が大項目３でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございます。新規参入等担い手に関する施策の改善についてですが、６ページ（７）について、三好農政部会長職務代理者からの御意見・要望を反映してと伺っておりますが、三好委員さんお願いします。

三好農政部会長職務代理者　実は市内の畜産農家が年々、減少している状況があり、問題点について、素牛代が高くて販売する価格が上がっていない。このような状況で大規模に経営しておる畜産農家がやめられているという現状であります。一時素牛を買うのに一頭大体100万円くらいの金額で購入して、そして一年半くらいで売りますと赤字が出てくる。そのような状況がずっと続いているのが現状であります。ですからある程度、素牛代が高くなった時には、何らかの支援をしていく、そういうふうな制度にしないと畜産農家はやっていけないということがありまして、これを提案いたしました。

議　　長　ありがとうございます。６ページ（５）従前の建議が、女性の活躍を望むべく意見に入っておりますが、今回少し文言が変わっておりますが、佃委員さん、よろしゅうございますね。

佃委員　はい、意見ではないんですけれども、農業委員皆様にお願いがあります。実は香川県、高松市でも段々女性の農業への参画が増えてきており、ある程度規模拡大して農業をやっている女性からの声なんですけれども、段々と持ち主からの要望が強くなってくる。こうしてくれとか最初の約束ごとでないことを段々と要求されることが多くなってきたとお聞きしたんですけれども、やはり女性ですので私ができることでしたらというような感じで要望を聞いていたんですが、段々金銭的なことに関わることが増えてきたとお伺いしたことがあります。是非、女性の新規の農業者が農業委員さんの所に相談に来られた場合は、お互いの立場、持ち主の方の御意見もあるかとは思いますけれども、女性の場合はなかなか声に出して言うことができない部分もあります。是非、農業委員さんに相談があった場合は、そういった要望なり意見なりを十分聞いていただきたいなと思っております。やはり、今は男性も女性もないということで施策も進んでおりますが、まだまだ女性の立場は弱い部分もございますので、よろしくお願い

します。

議　　長　本改善意見に直接ではございませんが、女性の農業者に対して制度等、一定の問題として農業委員、農業委員会として、温かく相談できるという御要望でよろしゅうございますか。

佃委員　はい。

議　　長　ありがとうございます。大項目３について、他に御意見ありませんか。

それでは、大項目４に移りたいと思います。

最後に、大項目４について、事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐　大項目４　その他農業・農村を取り巻く施策の改善についてでございますが、小項目が６つございまして、まず、（１）地産地消の促進のため、学校給食における米飯給食を週４回程度と実施回数を増やすとともに、食味が良いカントリーエレベーターの今摺米の利用など地元農畜産物の更なる使用拡大や観光産業での活用を推進すること。

地域の伝統料理の調理実習を推進するなど、伝統的な食文化を家庭・学校・保育所等で伝えていく食農教育への支援を強化すること。また、全ての小・中学校において農業体験や出前授業などの取組を一層推進することにつきましては、昨年度の項目に三好農政部会長職務代理者の御意見を反映し、１段落目に「学校給食における米飯給食を週４回程度と実施回数を増やすとともに、食味が良いカントリーエレベーターの今摺米の利用について」を加えたほか、２段落目の最後を「農業を学べるようなカリキュラムを取り入れること」から「出前授業などの取組を一層推進すること」に変更いたしました。

次に、（２）地産地消・食農教育を推進するためには、農業に携わる女性の役割が重要であることから、農村女性グループなどが積極的に「教え、伝える」活動に必要な資料の提供や地元農畜産物の調達について支援すること。

消費者と交流し農村文化の情報が発信できる拠点が必要であることから、香南アグリーム等を活用して、高松産ごじまん品で作った新メニューや郷土料理、保存食の講座を開設（食育の日）するなど、その利活用を促進すること。

（３）生産者と消費者がふれあい、安心して農産物が購入できる場として、市民の利用が定着している産地直売所については、農家の収益向上と地産地消の中心的な役割を担っていることから、直売所を拡充すること。

香川県農協が行う出荷者の登録管理の一元化に併せて、生産者が複数の産直店舗に出荷し易いシステムづくりを支援することにつきましては､昨年度から引き続いての項目でございます。

次に、（４）本市の農業の特徴は、米作りと園芸作物や露地野菜等との複合経営を営む都市近郊型農業であり、高齢化や人口減少が進展する中で、今後、農業の持続的な発展を図るためには、県が推奨する「さぬき讃フルーツ」や「高松産ごじまん品」、収益性が高い農産品の生産を推奨・振興するとともに、県内外の消費拡大と海外も視野に入れた新たな販路を開拓し販売を促進すること。

県オリジナルの「おいでまい」や「さぬきの夢2009」の高品質化による需要に応じた生産拡

大を図るため、県・市・香川県農協・生産者団体等が一体となって集荷から販売までの流通体制を整備することにつきましては、昨年度と同様の項目でございますが、１段落目の「販路拡大を県内外の消費拡大と海外も視野に入れたもの」にしたほか、２段落目は、「県オリジナルの「おいでまい」や「さぬきの夢2009」の高品質化による需要に応じた生産拡大を図るため」に変更しております。

次に、(５)香川の希少野菜の消費拡大と生産振興を図るため、マンバや葉ゴボウといった香川の地場野菜の認知度を高め、「讃岐野菜」としてマーケットイン発想のブランド化に努めることにつきましては、昨年度からの項目にマーケットイン発想を加えております。

最後に、(６)本市においては、平成20年に新たに都市計画マスタープランを策定し、目指すべき都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」を掲げ、コンパクトなまちづくりに取り組んでいるが、このマスタープランの改定と住居や都市機能増進施設の立地の適正化等、実施レベルの具体的な施策等を定める新たな高松市立地適正化計画の区域設定に当たっては、地域住民の意見を反映した都市機能や居住が一定程度集積している農住調和形成ゾーンなども考慮することにつきましては､新たな項目で､佐竹委員さんの御意見を反映させていただきました。

以上が大項目４でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございます｡農業を取り巻く全般的な施策についての意見でございます。

（１）の地産地消の問題については、三好農政部会長職務代理者からの御意見・要望を反映してと伺っておりますが、どのような思いかお伺いしたいと思います。

三好委員さんお願いします。

三好農政部会長職務代理者　学校給食の関係ですが、香川県の場合、消費される量の方が生産量より多いわけなんです｡米を作って､農家の方々がカントリーに出荷されるわけなんですが、カントリーに出荷された物が11月には全部籾摺りされて、大阪、神戸の方へ入札にかけられるというのが今の現状です。当初、農協がカントリーエレベーターを作ったのは、今摺り米として米を売っていく。そうすることによって、米を消費者に食べてもらう。こういったことでカントリーエレベーターを作ったわけです。最近のテレビ等の方でも専業農家の方が言っていたのは、籾で貯蔵して、今摺米で販売していく。この方が価格が高く売れるし安定した収入が得られるという話をしております。ですから、これについては、高松市もせっかく農協にカントリーエレベーターを入れているのだから有効に学校給食等に生かしていくのが必要でないかと思います。

議　　長　ありがとうございます。それと（６）については、佐竹委員さんからの御意見・要望を反映してと伺っておりますが、どのような思いかお伺いしたいと思います。

佐竹委員さんお願いします。

佐竹委員　御存じのように、平成16年に線引きが廃止されまして、それまで市街化区域に隣接していたエリアで人口流動が非常に見られるようになりました。その後、平成20年にコンパクト・エコシティ構想をもって高松市全域がゾーン分けがなされたわけです。その時に都市部近郊の田園地帯を農住調和型のまちづくりという位置づけがなされました。このコンパクト・エ

コシティ構想では農住調和に対しては、基盤整備とか公共投資が抑制されるという考え方が示されております。にもかかわらず、人口急増が止まらず、宅地の乱開発が進んでおります。虫食いだらけの宅地開発、当然ながら、この周辺の農作業が非常にしにくくなって、町自体も将来非常に見苦しいといった現象が起きています。住環境の整備のためのインフラ、例えば、生活道路とか整備されないままに大規模な宅地開発が進んでいます。今も言いましたように、その周辺の農作業が非常にやりにくくなっておるというのが現状です。したがって、現在の農業従事者の高齢化あるいは後継者不足、時間の問題となっております減反施策の廃止等を考えた場合は、将来の魅力的な農住調和を目指すのであれば、是非行政レベルにおいて都市開発計画を農業施策のより一層の実現化を目指したいというふうにこの一念から一農業委員として意見として、私の悩みに近いんですが、書かさせていただきました。以上です。

議　　長　ありがとうございます。実は多核連携型コンパクト・エコシティは、居住地域、商業地域と農村地域この３つで高松市を分けている、集中的に公共投資が広く拡散しないようにというプランと聞いております。実は、恥ずかしながら農業者の代表として高松市コンパクト・エコシティ推進協議会の委員を２年半やっております。実際、中で議論されるのは平たく言えば商業地域、居住地域におけることが中心で50、60の施策があるんですが、農村地域は３つくらいで、ある意味疎外感を持って出席しております。ただ、市行政側の本音としては、よく分かる。現在の農村の問題はどうなんだと、実は前回も申しあげたんですが、このままでは、若い人が居住地域に移って高齢者が農村地域に戻る、実は社会インフラが必要なのは高齢者なんだ、若い人は例えば車がある、公共交通機関がある、そういう意味で人口移動が本来あるべき姿と違いませんかという話をしました。ある意味農村地域の開発のやんわりとした規制の話は出ているんですが、先ほどの宮武委員さんから意見として出ましたが、土地家屋調査士さん、不動産関係としての協議会の委員さんが、こんなもので歯止めが効きますかと言う逆説的な意見も出ています。その辺が現状です。佐竹委員さんとしては、農村地域でありながら点在するという御発言と伺いました。私自身がそれと承って、協議会で意見をしていきたいと思います。

大項目４について御意見等ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　ありがとうございます。非常に長い時間、様々な御意見をちょうだいしました。ありがとうございました。

高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見、これを大西市長に提出する文言につきましては、修正をし、問題につきましては、口頭で更に強調するということで御異議ございませんか。よろしゅうございますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議　　長　ありがとうございます。10月18日午前11時半に市長に提出したいと思います。

それでは、その他に移りたいと思います。事務局、何かありますか。

大井農政課長補佐　その他について、御説明いたします。

利用集積計画についてでございますが、８月から９月にかけて開催いたしました農業相談会

において受付をいたしました利用権の設定件数等を概算ではございますが、現在、まだ点検中でございますので概数を口頭で報告させていただきます。

件数は343件、筆数の合計は918筆、面積は930,032.06平方メートルとなっております。

そのうち､香川県農地機構に係る貸借は99件で306筆､面積は313,045.90平方メートルでして、今回の利用集積の約３割が機構を利用したものでございます。

皆様方にはお暑い中大変お世話になり、ありがとうございました。この場をお借りしてお礼を申しあげます。

なお、利用集積計画につきましては、後日市長から意見等の依頼がありますので、それに基づき、10月11日の農地部会に諮る予定でございます。

川西事務局長　それと､もう１件ございますので御報告させていただきたいと思いますけれど、先ほど、宮野農政部会長の方からお話しがございましたけれども、本日の農政部会で決定されました改善意見について従来は市長に提出しただけで終わっていたんですけれども、今年度からは午前11時半から市長に提出した後、昼から関係当局に出席いただいて、個別に要望していくという段取りになっています。それともう１点、現在、農業委員と農地利用最適化推進委員の定数等について検討部会の方で検討しております。それで最終の決定については、農業委員会の臨時総会の場で決定をいただくことになっております。臨時総会の日程が決まっておりますので、御報告申しあげます。11月１日火曜日午前10時からＪＡ中央一宮支店この会場で開催をいたします。以上でございます。

議　　長　ありがとうございます。何か御質問等はございませんか。なければ、長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。第２回高松市農業委員会農政部会が終了しました。

最後に、三好農政部会長職務代理者から閉会の御挨拶をお願いします。

三好農政部会長職務代理者　本日は改善意見について、御意見をいただきありがとうございます。この中にもありましたように、農地の集積化は続けて行くというのが重要であります。ですが、貸し手が多くなって、借り手がどうも少ないような状況になっています。私の地域でも農業を辞めるという相談を受けるんですが、実は、特に、畦畔等がない農地は借り手が借りない状況にあるんですけど、これは何故かと言うと畔をするのに手間がかかるということで借り手がないというのが現状で、特に法面の多い所も、中間管理機構も貸すと言ってもなかなか借り手がない、こういった所は中間管理機構がきっちり取り扱いをしていく必要があるんでないかと思います。集積化につきましても、我々集積の実績を作っていくというのが非常に重要だと思いますので、皆様方の御意見を基に、意見提出をしていきたいと思っています。

本日は、ありがとうございました。

議　　長　ありがとうございました。台風18号には、どうかお気を付けてください。

、午前11時30分　閉会

会　長

議事録署名委員
部会長

委　員

委　員